

Title	スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八二年)
Sub Title	A brief Survey of Reports of National Swedish Council for Crime Prevention (BRA) in 1982
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.10 (1983. 10) ,p.61- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831028-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（一九八二年）

坂 田 仁

一九八二年中に、私は、ストックホルム大学のK・スベリ教授の御好意によつて、引きつづいてスウェーデンの犯罪防止委員会から報告書の送付を受けることができた。その概略をまとめて、昨年にひきつづき報告したい。

報告書として発表されたものは次の六つである。

- 1' Rättsmedvetandet i Sverige (av Per-Anders Linden och Matti Similä), Rapport 1982 : 1 (スウェーデンにおける法意識)
- 2' Narkotikauvecklingen 1982, Rapport 1982 : 2 (薬物問題のすゝめ)
- 3' Kontroll och brottslighet som historiska fenomen (Rapport från ett seminarium på Barnens ö den 1—3 juni 1981), Rapport 1982 : 3 (虐待現象と子供の統制と犯罪)
- 4' Brottsutvecklingen, Lägesrapport 1982, Rapport 1982 : 4 (スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観 (一九八二年))

(犯罪のすゝめ)

- 5' Brottslighet och kamnarelationer, Rapport 1982 : 5 (犯罪と交友関係)

- 6' Försäkringsbedrägeri, Omfattning och orsaker (av Ulla-Britt Eriksson och Henrik Tham), Rapport 1982 : 6 (保険詐欺、規模と原因)

この他、経済犯罪に関する調査報告と少年犯罪に関する調査報告がPMシリーズとして発表されている。

- 7' Skattebrott och skattemål, PM 1982 : 1 (租税犯罪と租税訴訟)
- 8' Narkotikabrott, PM 1982 : 2 (薬物犯罪)
- 9' De unga lagöverträdare, Åtgärder vid brott av ungdomar under 15år, PM 1982 : 3 (少年法律違反者、一五歳未満の少年)

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（一九八二年）

犯罪に対する治療

10) Beskatning av vissa aktievinster vid utlandsflytningar
m. m., PM 1982 : 4 (国外移住者の株式売却益に対する課税)

11) Återvinnings regler vid konkurs, PM 1982 : 5 (競売手続と
おける買戻規則)

12) Informations utbyte mellan myndigheter, PM 1982 : 6
(官庁間の情報交換)

英文資料として

13) Crime Prevention, Eckart Kuhlhorn and Bo Svensson
(ed.), Report No. 9.

14) Drug Criminality and Drug Abuse in Sweden 1969—1981,
Jan Andersson and Artur Solarz, Report No.10.

が発表されている。

右の他にもいくつかの資料があるが、以下の解説の中で必要に応じてふれることにしたい。

第一の報告書は、スウェーデンにおける、刑法を中心とする法意識の実態調査の報告である。この調査は、一九七六年から一九七七年にかけて、一八歳以上六五歳未満のスウェーデン市民二、八六五人を対象に、郵送調査の方法で実施された。対象者は、統計中央局的方式による有意抽出である。回答率は六五・七%（最終的には七七・八%）であった。

法意識として調査されたのは、法及び法制度に関する知識、観

六一（一八〇四）

念、態度である。調査票は当初五九問⁽¹⁾（後に回答確保のため二〇問）の質問から構成されている詳細なものである。

調査結果は、報告書の中に「法及び法制度に関する知識」(第三章)、「犯罪及び刑罰に関する観念」(第四章)、「法及び法制度に関する観念」(第五章)、「何故法に従うのか」(第六章)、「結論とコメント」(第七章)に分けて報告、記述されている。

「法及び法制度に関する知識」では、法律、制裁、検挙率（検挙の可能性）、法制度（法原則と法執行機関の構成、権限、機能など）、及び犯罪状況（犯罪の量、一般的な犯罪など）の知識をみようとしている。調査の結果では、一般に知識は不十分である。法定刑の上限は低く見られ、検挙率は過大評価されている。知識の必要性は強調されず、法制度との接触は一般に少ない。教育程度の高い者と社会的地位の高い者は、知識が他の者より豊富である。年齢の若い者の方が高い者よりも知識は豊富である。

「犯罪及び刑罰に関する観念」では、「刑罰は必要か」、「刑罰の目的、内容は何か」、「どのような形の刑罰が必要とされるか」及び「刑罰の量、きびしいか緩やかか」という四点が調査されている。ほとんどの者は刑罰を必要と認めている。刑罰の目的としては、観念的には、社会復帰を取上げており、一般予防よりも特別予防を重視しているように思われるが、場面を分けると、犯罪者の側面からは社会復帰が、社会の側面からは、犯罪者以外の者への威嚇となる。しかし、刑罰の現実の内容の点では、犯罪者の社会復帰よりも社会の防衛の方が強くなっている。また、刑の厳しさについては、単純

な、「刑は厳しいか緩やかか」という質問に対しては、一般に厳しい刑が求められているが、具体的な場面を設定してどの刑がふさわしいかを聞くと、通常の典型的量刑と同じか、それを下まわる刑を求めるとの結果が出ている。個々の犯罪行為の順位づけは、刑法上の法定刑の重さの順とほぼ一致している。とくに、伝統的犯罪と個人に対する犯罪とが重くみられている。これら刑法に対する観念には、性別、年齢別、教育程度別、社会階層別、住居地別による差異はほとんどみられない。

「法及び法制度に関する観念」では、法に対する観念と法制度に関する観念とを分けて調査結果が示されている。前者では、法を絶対視する見方が圧倒的である。法制度に関する観念では、処遇上の正義（同様な事件は同様に扱う。）が調査の中心になつてゐる。調査の結果、スウェーデンの法制度は正しく運用されるとする肯定的な回答が六五％強であつた。又「どのような刑を受けるかは、行為のみによつて決まり、個人の地位や背景は問題とならない。」という刺戟文の正しさを聞いた質問で約五〇％が正しいとし、誤りとした者は二〇％余りだつたことが指摘されている。警察の事件処理に対しても回答は肯定的である。

「何故法に従うのか」という問は、更に、「犯罪にどう反応するか」、「何故法に従うか」、「法を守っているか」の三つの間に分けて調査されている。犯罪に対する反応では、多くの場合、警察へ通報することが選ばれている。「何故法に従うか」という問は、法は法だからという刑法を絶対視する回答が半数を占めてゐる。この回

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（一九八二年）

答は、米国内での調査結果と異なる点を著者はコメントしている。「実際に法を守っているか」という問に対しては、九〇％以上が守つていると回答している。

つづいて、四つの状況（万引、酒酔運転、スピード違反、脱税）を示して、回答者の行動傾向を聞いているが、ここでは、行為に対する道徳的評価が重い意味をもつてゐた。とくに伝統的犯罪では、内面化された教えが犯罪抑止要因として働くが、脱税、スピード違反など現代的犯罪では、道徳的評価と検挙率とが犯罪抑止要因として重要だとの結果が示されている。刑罰の重さは大した意味をもたない」とされる。

末尾のコメントでは、調査結果と既存の犯罪理論との関連が論じられてゐる。その中で、少年が何故法を破りやすいかという問題について、行いの正しさ（skötsamhet）に対する成人と青少年の見方の違い、法を絶対視しない傾向、犯罪抑止要因として処罰へのおそれを上げる傾向などが青少年に目立つことを調査結果から指摘している点が注意をひく。

第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェーデンにおける主要な犯罪問題は、少年犯罪と薬物犯罪だといわれており、様々な機関が様々な手段でこれに対処している。薬物問題に対し、各々の機関（税関、警察、検察、矯正等）がどのような方法を用いてゐるかの概観は、Myndigheternas insatser mot narkotika missbruk (BRÅ Narkotikagrupper) BRÅ-S1982:1に述べられてゐる。

六三（一八〇五）

本報告書は、スウェーデンの薬物の状況を各種の調査結果に基づいて詳細に述べている。始めに、六つの薬物問題の調査が紹介されている。その一は、基礎学校（Grundskola スウェーデンの義務教育は九年制である。）の六学年生及び九学年生の生徒を対象とした層別抽出調査（Stratificerat klasserural）で、一九七一年より毎年行われている。それによると、初めて薬物を乱用したのは一五歳時が最も多く、大部分は大麻を用いている。その他の薬物は極めて少ない。男女差はほとんどとめられない。経験回数一〜四回が半数以上である。この調査結果から、(1)薬物を全く用いない者、(2)薬物を数回試してみた者、(3)薬物を何回か試みると同時にアルコールをかなり飲んでゐる者、(4)大麻吸引者として一種の「大麻集団」と呼んでもよい者の四種類の分類ができること、及び薬物乱用者に学校内不適応児が多いことが指摘されている。

その二は、徴兵検査の際（徴兵検査は、一八歳に達した年に行われ、毎年約六千人が検査を受ける。）に行われてゐる調査で、一九六九年に始められている。それによると、一九七〇年代には、調査人員の一五〜一八％が薬物乱用の経験をもっており、その大半は大麻の経験者である。覚醒剤や阿片は失業者、無職者に多く、薬物の乱用者は現在の生活に対する不満をもっている場合が多い。また、薬物乱用の問題は大都市の住民に多いことも見出されている。

その三は、矯正保護領域での調査である。一九六六年以降毎年行われている。それによると、施設保護の対象者の二〇〜二五％以上施設外保護の対象者の一〇〜一五％以上に、薬物乱用がみとめられ

る。矯正保護庁は、調査の結果から乱用者の比率は増えているとの見解をとつてゐるが、この部分の報告者は、それを否定し、その理由を説明している。

その四は、ストックホルム拘留所における入所者の調査である。これは毎年五月、九月、一一〜二月の三つの時期に集中的に実施され、北欧人のみをランダムサンプルで、一九七六年以降つづけて調査している。調査人員は一九七六年が一五〇人、以後は毎年九〇人である。この報告では、乱用の定義が四類型に分けて示されている。(1)薬物乱用者（覚醒剤、阿片、大麻、その他の薬物を過去一年以内に月一回以上乱用する者）、(2)重大な薬物乱用者（覚醒剤又は阿片を過去一年以内にほぼ連日乱用している者）、(3)アルコール乱用者（過去二年間、月平均一〇〇％のアルコールに換算して四リットル以上アルコール飲料を規則的に用いている者）、(4)混合乱用者（前三者の二以上に同時に該当する者）を、操作的定義として用い、分析を行つてゐる。調査対象者は全部で五一〇人、男子九一％、女子九％、平均年齢は、男子二八歳、女子二六・一歳で、三〇歳未満が半数以上である。五一〇人のうち、乱用者は八六％（四四〇人）に達している。使用薬物は覚醒剤が最も多く、アルコールと大麻とはほぼ同数である。早い時期からの乱用者には、有機溶剤を最初に用いている者が多く見られる。犯罪の關係では、財産犯が多く、薬物犯罪を起している者は、一八四人で、四〇％強である。また、薬物乱用者と混合乱用者には、五回以上訴追されたことのある者の比率が高い。乱用の期間は、五〜一五年が最も多くて、半数以上になつてゐる。その年齢は二〇歳と二九

歳の間が最も多い(二二五人)。この調査から、拘留期間中に、関係機関による社会保護領域の薬物保護部門との接触が図られるように、拘留状況を活用すべきだとの提案がなされている。

(6) その五は、スウェーデン世論調査研究所(SHO)の少年の薬物乱用に関する調査である。これは、一二〜二四歳の青少年を対象に、家庭訪問による面接調査を実施し、乱用者の社会的背景についても調査している。対象者は、全国から、郵便配達地区を基礎に選択した一、四一六人(一六〜二四歳一、〇〇七人、二二〜一五歳四〇九人、男七一七人、女六九九人)である。調査の結果は、大麻の乱用が最も一般的で、調査対象者の三一%(男三二%、女二九%)がこの乱用を経験している。年齢では一二歳の二%を最低、一九歳の四七%を最高にして、その間に分布している。大都市居住者の三九%、労働者の三七%が経験しており、地方居住者(二二%)、学生(二四%)の中の乱用者の比率は小さい。大麻の乱用は、対象者本人の年収に比例して増え、家族の年収には反比例して減少している。とくに、大都市に住む一六〜一九歳の少年の大麻乱用(二四%)が目立つ。この調査の欠点は、乱用の実態が不明なところにあるとされる。

(7) 最後は、社会庁の行った薬物乱用の規模の調査である。これは、色々な事由で社会福祉機関と関係の生じたケース毎に薬物乱用に関する調査を行ったもので、約二万人が調査された。そのうち、九、七〇〇人(四九%)が重い乱用者(注射による乱用者又は日常的乱用者)であるとされている。これから社会庁は全国の重い乱用者の数を一万〜一・四万人と推定している。そして、その六〇%は大都市に居

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八二年)

住しているとする。その用いている薬物は覚醒剤が主で、とくに重い乱用者の八〇%がこれを乱用しているという。次いで、阿片と大麻で、コカインは比較的少ない。様々の薬物を同一人が用いるのはごく一般的である。そして、これらの者の大部分はアルコール乱用者でもある。

(10) これらの調査結果から、スウェーデンの薬物問題を概観して、報告書は、青少年の間の薬物乱用が増えているか否かにつき、各々の調査に矛盾、欠点があるとし、確言できることは、七年次の基礎学校生徒(日本の中学一年)以下の生徒の間に薬物問題は存在しないこと、大麻が最も一般的な使用薬物であること、大麻以外の薬物の乱用は年長者に多くなること及び薬物問題は大都市に集中していることであると述べている。

本報告書の第二部は、薬物犯罪を扱っている。ここには、

Lena Berke, Lagstiftning mot narkotika (薬物立法)

Arrur Solarz, Narkotikabrottsligheten 1969—1981 (一九六九〜八一年の薬物犯罪)

Jan Schuberth, Gunnel Ceder, Per Holmgren, Narkotika hos

bilförare (自動車運転者における薬物)

Andreas Mæhly, Narkotika analyser vid statens kriminaltekniska laboratorium (国立犯罪科学検査所における薬物分析)

Nils-Åke Ek, Symptomter på narkotikanalyser (薬物分析の視点)の五篇の論文が載せられている。

六五 (一八〇七)

スウェーデンにおける麻薬取締法では、麻薬性の薬物の製造、販売、譲渡、所持が処罰の対象であり、使用は処罰の対象になつていない⁽¹¹⁾。この点は、日本との大きな違いであり、両国の比較を行う時に注意すべき点である。

最初の論文は、薬物取締立法の変遷と犯罪のすう勢とを概観している。更に、薬物犯罪に対する量刑の傾向も分析されている。この論文において扱われている薬物犯罪は、(1) 酩酊性の薬物の製造、譲渡、所持、(2) 薬物を入手するための犯罪、(3) 薬物の影響下に犯された犯罪、(4) その他の薬物に関係のない犯罪で薬物乱用者の犯したものの、四種であるが、用いられている統計は麻薬取締法違反の犯罪が主体である。薬物犯罪に対する法定刑は、現在最高十年で、一九六八年以前は一年であつたのに比し、著しく重くなつている。

薬物犯罪で判決を受けた者（ここでは、麻薬取締法違反、麻薬に関する密輸取締法違反、麻薬取締令違反、その他の薬物犯（薬物の窃盜、アルコール以外の酩酊性薬物による酩酊運転、注入器、注射器に関する規則違反、薬事法違反など）を指している）は、一九八〇年より急増しており、特に麻薬取締法違反の増加が著しい。年齢別では、一八〜二四歳が圧倒的に多い。女子の比率は約一三％である。処分は、六三％が罰金、条件付判決が七％、保護観察が九％、自由刑が一六％である。その他細かい分析の後、著者は、「薬物犯罪は薬物問題の拡がりの指標にはならない。」という見解を示している。

右以外の論文の内容の紹介は省略する。

報告書の第三部は、個人及び社会への有害な影響と題して、Jan Ramström, Metadonunderhållsbehandling vid heroinarkomani（クロニウム中毒者に対するメタドン療法）

Jan H. Eriksson, Skadeverkningar på individen vid missbruk av beroende skapande droger（依存性薬物の乱用の個人への有害な影響）

Nils-Olof Danell, Dödsfall relaterade till missbruk av tung narkotika（強い薬物の乱用と関連のある死亡事例）

Nils-Olof Danell, Symptakter på några grundläggande problem vid dödsfalls statistik bland narkomaner（薬物乱用者の死亡統計における基本的問題に対する視点）

Margareta Landerholm, Samhället kostnader för narkotikamissbruk（薬物乱用に対する社会の費用）の五編の論文を載せている。

報告書の第四部は、諸外国における薬物状況と題し、日本、ドイツ、イギリス、アメリカの四カ国の状況を、各々の国の資料をもつて述べている。報告者は、André Maehly（日本）、Arthur Solarz（イタリア）、Pirjo Partanen（イギリス）、Jan Andersson（フランス）らと、日本については、警察庁発行の Drug Problem in Japan 1980 が資料として用いられている。

薬物問題に関しては、この報告書の他に、二つの資料が送られて来ている。一つは、本文中で与えられた Narkotika missbruk, BRÅS

1982:1であり、他の一つは、最初に掲げた資料の一覧の中の8の Narkotikabrott, PM 1982:2である。この内容を便宜的にここで紹介しておく。

この資料は、組織、経済犯罪に対する立法のひとつとしての薬物犯罪に対する取締立法に関する改正提案である。

先にも記したように、スウェーデンの麻薬取締法では、製造、販売、譲渡、所持が処罰の対象となつている。しかし、これでは、販売の斡旋をした者や製造者への資金提供者などの黒幕的人物のように、直接薬物と接触しない者に対しては何ら処罰の可能性がなく、それらの者を処罰するための法改正が求められていた。その他、薬物の所持犯についても、その予備、未遂、共犯、過失犯を処罰する可能性も求められていた。これらの点を明確にするための、麻薬取締法の改正提案が、この覚書によつてなされている。本覚書は、現在レミス手続にかけられているとのこと⁽¹²⁾で、いずれ何らかの形で法改正がなされることになると思われる。

この覚書では、製造、譲渡、所持などの概念について、判例の引用等をふくめて、細かい法律的な検討がなされている。

第三の報告書は、一九八一年六月一日から三日にかけて開かれた、犯罪防止委員会主催の、表題のテーマに関するセミナーでの報告である。このセミナーには、犯罪の領域外の専門家を招いて、歴史的、社会的に広い視野から犯罪問題を取り上げて論じてもらうと同時に、犯罪の専門家より過去の犯罪統制や警備保障機構の問題が

論じられていく。

収録されている論文は次の通りである。

Gunnar Adler-Karlsson, Är kriminaliteten en cyklisk konstant i samhället? (犯罪は社会における循環定数か?)

Hans Göran Franck, Om det framtida rättsväsendet—Idéer och reformbehov i kriminalpolitiken (将来の司法について——刑事政策における理念と改革の必要性)

Maria Bergom-Larsson, Brott ur kvinnoperspektiv (女性の面からみた犯罪)

Per Gahrton, Pågår samhälls moralisk upplösning? — Kan anomiteorin tillämpas på Sverige i dag? (社会道德的解体は進行しているか——アノミー理論を今日のスウェーデンに適用できるか?)

Göran Hägg, Kontroll och brottslighet i det byråkratiska samhället (官僚主義社会における統制と犯罪)

Patrick Engellau, Den institutionaliserade korruption (制度化された腐敗)

Anders Lejon, Mygelsamhälle (欺瞞社会)

Hannu Takala, Om arbetarstadens social kontroll (労働者の多い都市の社会統制)

Martin Vejbäck, En kontrollerad brottsling som historik fenomen — om social kontroll för hundra år sedan och nu. (歴史的現象としての統制を受けた一人の犯罪者——百年前と現在の社会統制について)

Leif Magnusson, Berakningsföreagens roll i samhället — nu och i framtiden（警備保障会社の社会的役割——現在及び将来）

発表者は、研究者、政党内、ジャーナリストなどで、デンマーク、フィンランドからも来ている。右の発表の中で、Vejdinの論文は、一八〇〇年代のひとりの犯罪者 Eric Olof の犯罪経歴を当時の公式資料をもとに追跡しつつ、当時の社会統制のあり方を扱っているもので大変興味深い。アメリカのある学者は、人口統計学的実験室たり得るくらい、スウェーデンの歴史資料は完備していると述べたとされ、各所に原資料への参照がみられる。著者は、社会統制を、公式、半公式、非形式の三つに分け、かつては、非形式的であったものが社会の発展とともに公式のものに変化して来たこと述べ、今後の方向としては、再び非形式的統制の方法に戻るのを期待している。この他にも興味を引く論文があるが、紹介としては省略する。

第四の報告書は、一九八一年の犯罪のすう勢の分析である。⁽¹³⁾一九八一年の犯罪水準は、前年に比し幾分減少している。刑法犯の総数は、七六〇、六一四件、人口十万人当り一一、三一九件である。前年度は過去最高の犯罪件数を記録しているので、今年は昨年とはぐ同じ水準にあるといつてよい。検挙率についても同様と思われる。ただ検挙数が昨年につづいて増えているが、これは、警察の職員状況の改善によることが多いとされる。

今回の報告書では、一九五〇年以來の犯罪の増加傾向について、大量消費社会の成立で犯罪の機会構造に変化を生じたこと、家族な

どの非形式的な統制が弱まったことをその原因としてあげている。しかし、短い期間内での変動に関しては、景気の動向が犯罪数の消長と相関しているように思えるとする。ただ、失業は犯罪を増加させるというが、一九六〇年代末の犯罪の増大の時期に失業は減少しており、その後の犯罪の減少時期に失業が増えていたと指摘している。そして、現代の主要な犯罪問題は薬物であると明言する。一九六〇年代の財産犯の増加は薬物と関係があるだろうとみられているが、反面、薬物と人身犯とは関係がうすく、ここでは、アルコールの消費量が人身犯の増加の背景をなしていると述べられる。

続いて、報告書は、人身犯（謀殺、故殺、嬰兒殺、傷害、重傷害、強姦、強盗、侵入盗（重窃盗）、自動車盗、その他の窃盗、詐欺、器物損壊、酩酊運転、酒類の製造販売に関する犯罪、薬物犯罪、経済犯罪）について、個別にすう勢の分析を行っている。

人身犯は、二四、七二二件で前年比一％の減少である。傷害が二一、九六六、重傷害が二、三一一、殺人及び傷害致死が一四六となつている。傷害は大きく減少しているが、重傷害と殺人・傷害致死は大きく増加している。その要因として、マスメディアの影響及びアルコール消費量との関係が論じられている。一九八一年から、被害者調査（性別と被害児童の年齢）が実施されており、その結果が示されている。

強姦は八六五件で二％の減少である。告発傾向は特に低いと考えられており、ある論者は年に一万件はあると推定している。

強盗は、三、二二八件で、前年比六％の減少である。金融機関強

盗は前年に比べ減少しているが、強盗が大都市に集中している点に
変化はない。

侵入盗は、一三六、三七六件で、減少をつづけており、一九七七
年に比し、一二％の減少率になつてゐる。侵入盗の侵入対象による
分類とその分析がなされてゐる。

自動車盗も同様一九七七年をピークに減少をつづけ、一九八一年
は、三二、七二一件である。車種別の分析がなされてゐる。盗難車
輛にはボルボ、オペルが多い。

その他の窃盗では、前年比一、八〇〇件増の三四二、八一一件が
告発されている。その他の窃盗の中で多いのは、車上狙(二七％)と
自転車盗(二五％)である。その消長が、この種犯罪の傾向に影響し
てゐる。一九八一年には、前者は七％減り、後者は三％増加してい
る。バイク盗は八％の減少である。その他スリが一九％増加してい
ることが目につく。

詐欺は、一九七、二七二件で、全刑法犯の一三％をしめる。しか
し、これも、前年比四％の減となつてゐる。一九七九年以来の増加
傾向が止まつてゐる。クレジットカードによる詐欺と保険金詐欺と
が関心をもたれてゐる。

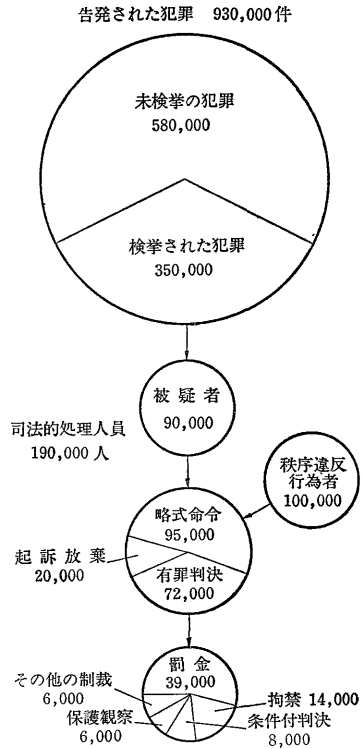
器物損壊は、六二、八七三件で、前年比六％の増加である。この
四分の一は自動車に対するもので、次に多いのは、公共物に対する
ものである(一七％)。器物損壊の増加の理由を決定するのは難しい
としつつ、告発傾向の変化が暗数を明るみに出してゐないか(告発
が保険金請求の要件になる。)と述べられてゐる。その他、行為者に少

年の多いことが論じられてゐる。アルコールとの関係もふれられて
ゐる。

酔酩運転は直接アルコールの影響を受ける犯罪である。これに
は、血液中のアルコールの濃度の違いにより、酒酔運転(濃度一・
五％以上)と酒気帯運転(濃度〇・五％以上一・五％未満)に分けられ
る。これ以外の要件は存在しない。これは、二一、〇六五件で、前
年比三％減になつてゐる。一九七五年以来この数は余り変動してい
ない。しかし、一般に取締犯の特質として、かなりの暗数のあるこ
とが見込まれ、検挙件数は警察の取締活動にほど完全に依存してい
るとされる。

薬物犯罪について、昨年の報告書は、相当のページ数を割いて、
薬物の押収量の統計を始めとして詳細に述べていたが、本年の報告
書では、別に薬物問題に関する報告書も出されていて、麻薬取締法
違反の犯罪の統計のみが示されている。本年の取締法違反の件数
は、六七、五一五件で、増勢がつづいてゐる。とくに所持犯が五七
％前年より増加している。一九七九年以来の極端な増加について、
次のような説明が試みられてゐる。(一)、実務上最小限度の薬物の量
が一週間の消費量相当からほんの一つまみの範囲で変動してい
て、刑事政策の雲行きによつて司法部の基準が時代によつて変る。
(二)、薬物犯罪は取締犯罪であり、その摘発には警察の特殊な活動を
必要とする。又、薬物犯罪は薬物乱用と密接に結合してゐるので、
既に警察に知られてゐる同一の人物のもとで反覆して犯罪が摘発さ
れ得る。(三)、警察が或る薬物犯罪を摘発すると、その犯罪者の過去

司法機関における犯罪と人の流れ（1980年）



報告書は次に、司法の各機関における事件の流れを取り上げている。一九八〇年に警察の認知した九三万件の事件のうち、刑法犯は七六万件（八二％）で、そのうち窃盗が六八％を占める。特別法犯は一七万件、一八％である。そのうち交通事件が七二、〇〇〇件、薬物犯罪が六〇、〇〇〇件である。

犯罪の嫌疑を受けた者は九万人（一五歳未満の児童は統計から全て除外されている）であり、その四分の一は一五歳以上一九歳未満である。女性は一三％である。五九％はたゞ一個の犯罪の嫌疑のみを受けている。逆に三％（約二、四〇〇人）が二〇件以上の犯罪

の事件が多数、一連の犯罪として発覚する。四、一九六九年にも薬物犯罪の急増があり、その様相は一九八〇―八一年の場合と似ている。ここでは、上記三点と関連して、薬物犯罪に対する警察活動の増大が指摘される。このことは、薬物犯罪の告発件数の増大が同時に現実の薬物犯罪の増大を意味するものではないことを示すとされる。

経済犯罪については、一般的に受け入れられる定義が存在せず、法務委員会の定義にもまだ欠点があつて、統計的に一つの範疇に属するものとしての経済犯罪を特定できないとし、ここでは、犯罪防止委員会のこれまでの経済犯罪に関する調査、検討の経過が示されている。⁽¹⁶⁾

に各々関与している。これらの者が犯罪関与数の三八％を占める。個人の最高は五四件の犯罪に関与している者である。かくて、少数の犯罪性の高いグループによつて相当数の犯罪が犯されていることが導かれる。

報告書は、更に検挙された犯罪について、犯罪者の司法手続内での処理状況を示している。右の九万人の犯した三五万件の処理の略図があるので紹介しておきたい（図参照）。罪種別にこの過程を分析すると、窃盗では、告発件数での比率が多いが、検挙、有罪、拘禁の各件数での比率は減少している。これに反し、人身犯や薬物犯罪では、告発件数での比率は小さいが、検挙、有罪、拘禁と順を追つて、その比率が大きくなっている。その年次的変化も個々の犯罪毎に分析されている。

その他昨年同様、国際比較（北歐、ドイツ、イギリス、アメリカ）もなされている。

末尾に載せられている研究論文は次の通りである。

- (1) Eckart Kuhlhorn, Tommy Edlund, Bilism i markomansamhälle (薬物乱用者社会における自動車)
- (2) Ulla-Britt Eriksson, Henrik Tham, Bedrägerier mot försäkringsbolag (保険会社に対する詐欺)
- (3) Eckart Kuhlhorn, Fuskret med postbådridagen (住宅補助金の不正受給)
- (4) Dan Magnusson, Ekonomisk brottslighet i Danmark, Finland och Norge (デンマーク、フィンランド、ノルウェーにおける経済犯罪)

第五の報告書は残念ながら筆者の手許には届かず、紹介できない。

第六の報告書は、保険詐欺に関する調査結果の報告である。⁽¹⁸⁾ 詐欺といつても、生命保険ではなく、損害保険のうちの、家屋、別荘及び自動車に関する保険である。調査は一九七九年に行われたものである。

警察に認知された保険詐欺のうち、保険会社を相手とする詐欺は七〇〇件であり、そのほとんどは、盗難、とくに自動車盗及び車上狙の盗難被害である。

保険会社の想定した保険詐欺の数（保険請求の約一〇％）にてらし

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（一九八二年）

て、以下の仮設が立てられた。

- (1) 損害の補償を要求して、保険会社を欺いた保険金受取人は、一〇％以上であることは確実である。
- (2) 全面的又は部分的に詐欺的であつた補償要求の割合は、一〇％に及び、一つだけ外に出ていた物品とみられる盗難被害に關してはそれ以上になる。
- (3) 詐欺的請求に關して支払われた損害補償額は一〇％に満たない。その理由は、水害及び交通保険の被害などの被害で、保険会社を欺すことは大変困難なことである。その他、大部分の保険詐欺は、金額の水増し分のみであり、支払金額の主要部分は正確な補償になつてゐる。

全国を対象とした面接調査で、被調査者の五％は、最近の保険請求で保険会社を欺したことを認めた。面接できなかった者に關する資料が揃えば、この比率はもつと増えるはずだとされる。

調査は、保険詐欺に対する抑止要因が一般の法意識の中に強いことを示す。しかし、それにより保険詐欺が軽視されてはならない。一度でも保険詐欺を犯したという経験は、多くの国民層に広く存在している。従つて、保険詐欺は、社会の一部の者に限定されない。しかし、その中で、特に警察に嫌疑をかけられやすい（即ち刑を受けやすい）グループがある。外国人も保険詐欺で捕りやすい。

保険詐欺の規模は、その動機をもつ人の存在だけでなくその犯罪を犯す可能性にも依存している。即ち、外国旅行、自動車所有などの増加によつて、自動車盗、車上狙などの被害の増加があり、これ

が保険詐欺を犯す機会の変動につながる。

保険詐欺の抑制は、司法機関及び保険会社によつて行われているが、前者の活動には限界がある。その理由は、告発によつて警察の認知する件数は少なく、裁判所に起訴される件数は更に少ないからである。従つて、保険会社の活動と対策が保険詐欺の規模を決定する上で中心的な役割を果たす。

長期的にみて保険詐欺が増加する条件は揃つている。財産犯一般の増加によつて、保険詐欺の増加は充分予期される。いろいろな窃盗の増加は、水増しの形の保険詐欺の機会を大量に提供する。保険詐欺に対する道徳的抑止力は、多くの会社で住民運動との結合が失われることによつて減殺された。「一人は万人のために、万人は一人のために」という原理や「自分の会社」という忠誠心が、巨大な匿名の会社を欺す権利があるのだと、保険金受取人がみなしているような、取引的な関係に、道をゆずつてしまつたのである。

報告書の全体は、序、典例、保険詐欺の規模、保険詐欺の背景にある動機と人格、機会構造と保険詐欺、司法機関と保険詐欺、保険会社と保険詐欺、保険詐欺の規模と原因（結論）、付録の章別を有している。

前回の報告書概観でも述べたように、犯罪防止委員会は、一九七七年に政府から経済犯罪に対する取締立法の検討を委託されており、一九八二年にもこの関係での資料が発表されている。それが冒頭の資料一覧の中の、七、八、一〇、一一、一二である。

七は、租税関係の犯罪の訴訟上の処理方法の改善を扱つたもので、行政裁判所の審理の後に通常の裁判所が関与する形の現行の処理手続を改善し、租税犯罪が現在よりも迅速、効果的に処理されること並びに捜査及び訴訟の用に供された資料を充分活用することを狙いとしている。

八は、既に紹介した。

一〇は、国外に居住しているスウェーデン人の株式の売却に伴う所得に対し課税する方法を検討し、租税の支払を不当に免れることをなくそうとするものである。

一一は、競売手続に伴つて生じる問題を扱つたものである。

一二は、経済犯罪及び組織犯罪を抑えるために、関係機関の間での情報の交換を効率的にすることを目的として、関係の法律（秘密法、スウェーデン国立銀行法、職業斡旋法、その他）の改正と情報交換のための新法の制定とを提案したものである。

最後に、資料一覧の中の九は、少年犯罪に関するものである。スウェーデンの刑事責任年齢の下限は一五歳であり、一四歳以下の児童の触法行為は、一切犯罪統計に載せられない。

それだけでなく、事件はもつぱら社会福祉委員会が、要保護児童として扱うので、触法行為を発見しても警察活動が強く制限されている。しかも、それに対して十分な措置がとられていないとされ、警察と社会福祉行政の責任分担の不明確さがこうした事態を招いているとされる。

そこで、一五歳未満(一ニ歳以上)の児童の触法行為の調査に關して警察の権限を明確にし、また刑事手続上の強制処分も行い得るようにするために、少年法律違反者に対する特別規定に次の一条を追加することを提案している。

第一五条 次に掲げる場合に、一五歳未満の児童が犯罪を犯した嫌疑を受けたならば、裁判所手続法第二三章の規定を適用して右犯罪に關し捜査することができ、

(一) 児童に關する事件の社会福祉委員会の処理のため捜査が意味があるときと認められる場合、

(二) 一五歳に達した者が右犯罪に關与しているか否かを明らかにするため捜査が必要な場合、

(三) 右犯罪により取得された物品を探し出すために捜査が必要な場合又は

(四) その他、捜査を実施することが特に重要性をもち場合。

児童が一ニ歳未満である場合には、第一項に定める捜査は、特別な理由が存する場合にのみこれを行うことができる。

裁判所手続法第二章及び第二五章の規定は、第一項に定める捜査に關して適用されてはならない。ただし、裁判所手続法第二章第七條第二項の規定は、一五歳未満の被疑者に關し適用可能な部分につき、これを適用するものとする。

この提案のその後の扱いは不明であるが、おそらく、レミニム手続にかけられているものと思われる。

英文資料の二三は、左のような目次の論文集である。

Editor's Forward: Some Theses Concerning Crime Prevention.

Rund J. Väder, Toward A Common-Sense Approach in Crime Control.

Herbert Schäfer, Essays in The Systematization of Prevention Strategy.

Carl H. D. Steinmetz, A First Step towards Victimological Risk Analysis.

Eckart Kühhorn, General Deterrence and Prevention.
Harold L. Vorey Jr., Crime and Its Control in Sweden.

Jan J. M. van Dijk, Carl H. D. Steinmetz, Hans L. P. Spickenhauer, Barthele J. W. Docter-Schamhardt, External Effects of A Crime Prevention Program in The Hague.

Eckart Kühhorn, Juggling with Housing Allowance.
Herbert Schäfer, Frauen bei Nacht — Women by Night.

Bo Svensson, A Crime-Prevention Car.
Jan J. M. van Dijk, Carl H. D. Steinmetz, Crime Prevention:

An Evaluation of the National Publicity Campaigns.
Johannes Knutsson, Eckart Kühhorn, Controlling The Opportunity Structure.

一四⁴ Narkotikautvecklingen 1982 (Rapport 1982:2) の中、
Jan Andersson 及び Artur Solanz の執筆担当部分の英文要約、各

★ “The Trend of Drug Abuse in Sweden from 1969 to 1981”
“Drug Criminality 1969-1981.” という表題のレポート。

以下は報告書の概観を終えらるゝ一九八二年の BRÅ APROPÅ
が六号発行された。その他は Datorteknik, Brottslighet, ADB-
säkerhet (BRÅ-S 1982: 7) など誌に属する。

- (1) 在獄中の報告書の未読を載せられた。
- (2) Björn Hibel, Narkotikavanor bland skolorndom.
- (3) Sten Kjellson, Narkotikavanor bland värnpliktsinsekrivna.
- (4) Norman Bishop, Narkotikamisbrukare inom kriminalvården
— en granskning av tillgänglig statistik.
- (5) Torbjörn Johansson, Drogmissbrukare bland häktade i
Stockholm, 1976—1980.
- (6) Inger Eriksson, Narkotikavanor bland ungdomar enligt
SIFOs undersökning 1981/82.
- (7) UNOs bedömning av det tunga narkotikamisbrukets
omfattning.
- (8) 上記の case-finding undersökning のレポート (BRÅ
Rapport 1982: 2, p. 108.)
- (9) Ibid., p. 98 note.
- (10) Jan Andersson, Narkotikautveckling—en sammanfattning.
- (11) PM 1982: 2, p. 71. ノーメンを例として、本誌の
とらえ方。
- (12) Rapport 1982: 2, p. 142.
- (13) 一九八〇年の犯罪の年報及び「拙著」スウェーデン犯罪防

止委員会の報告書概観（一九八一年）、法学研究五五巻五号八頁以下に
要約紹介してある。

- (14) 同上法学研究五五巻五号八二頁に強姦の数を八五五としてあるが八
八五の誤りである。
 - (15) 同上法学研究五五巻五号八三頁参照。
 - (16) 政府からなされた検討の委託は、一九八二年六月末日に終了した
(PM1983: 1, Förord cf.)。
 - (17) 五人共犯で一件の犯罪を起すと、関与数は五となる。同様で一人の
犯人が五件の犯罪を行うと関与数は五となる。
 - (18) 以下の紹介は、同報告書九—一二頁の要約に基づいてる。
 - (19) 一九八二年より児童福祉委員会は廃止され、社会福祉委員会に統合
された（拙著、スウェーデン社会福祉新立法、家庭裁判月報三三巻
一一号—一五七頁以下参照）。
 - (20) スウェーデン少年法制（少年法改正資料第一九号）四二頁以下、法
学研究四〇巻九号八〇頁以下参照。
 - (21) 一号から六号までの主要目次は次の通りである。
- Nr. 1
Skattebrott och skattemål, Göran Staatgård
Uppklaringsprocent, Stig Westman
Åklagarens roll vid uppläkning av brott, Gunnel Lindberg
- Nr. 2
Arbetslöshet och kriminalitet, Patrik Törnudd
De unga lagöverträdarna, Margareta Landerholm
Brott och straff i Västernorrland 1861—1890 av M. T. Sjöberg,
Sven Sperling
Välfärdens styvbarn, Eva Johansson

Nr. 3

Att förebygga brott i Hansta, Jerzy Sarnecki
Videovåldet, Eva Ekselius
Gänget och jag, Hans Peterson
De ekonomiska brotten, Bo Svensson

Nr. 4

Brottsupplärning och statistik, Torbjörn Israelsson
Upplevelser och effekter av häktesvistelsen, Solveig
Danielson-Ekdom
Kvinnobrottslighet, Johannes Knutsson

Nr. 5

Att förebygga brott, Bo Svensson och Eckart Kuhlholm
Kampanj i blasväder, Johannes Knutsson
En dansk strafflagreform, Sten Heckscher
Fangtalen i Holland, Bo Svensson

Nr. 6

Pedagogik mot brott i Ungern Rolf Dahlström och Sune
Olsson
Stöld i butik, Gunnar Adell
I strejkens hetta, Karen Leander

(一九八三・三・二六)